



桜井市人権施策に関する基本計画

2010(平成22)年10月

桜 井 市

市 民 憲 章

わたくしたちは

『生活文化都市』を

めざす桜井市民です。

・ 豊かな文化遺産と自然を生かし、

調和ある美しいまちをつくりましょう。

・ 仕事に喜びと誇りをもち、

自由進取なたくましい生産のまちをつくりましょう。

人権を尊び、互いに助けあい、

人間尊重のまちをつくりましょう。

日本の歴史を育んだ郷土を愛し、

明るく住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 基本計画策定の趣旨
- 2 基本理念
- 3 基本計画の性格
- 4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢
 - (1) 人権尊重の視点に立った行政の推進
 - ① あらゆる施策を人権尊重の視点から進める
 - ② すべての職員が人権教育・啓発の主体を担っている
 - (2) 人権教育・啓発の推進
 - ① 市民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進
 - ② 同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進
 - (3) 相談・支援の充実

第2章 人権施策の推進方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 人権教育・啓発の推進
 - (1) あらゆる場における人権教育の推進
～生涯にわたる学習としての推進～
 - ① 学校・就学前教育における人権教育の推進
 - ア 教育活動全体を通じた人権教育の推進
 - イ 学ぶ意欲の向上と基礎学力の充実
 - ウ 人権についての学習の工夫と改善
 - エ 家庭・地域社会との連携及び保幼小中の連携
 - ② 社会教育における人権教育の推進
 - ア 家庭教育の充実
 - イ 地域社会と学校・家庭との連携
 - ウ 人権教育を進めるための指導者育成
 - エ 地域社会が一体となった人権教育の充実
 - (2) 人権啓発の推進
 - ① 市民への人権啓発
 - ア 啓発内容の充実
 - イ 地域社会が一体となった人権啓発の推進
 - ウ 多様な啓発媒体の活用
 - エ 国、県、市町村、関係機関・団体等との連携・協働
 - ② 企業等への人権啓発

(3) 特定の職業に従事する人に対する研修

- ① 市職員等
- ② 教職員等
- ③ 消防職員
- ④ 医療・保健関係者
- ⑤ 福祉関係者
- ⑥ 各種団体職員等

2 相談・支援の充実

- ① 相談窓口の整備と情報提供
- ② 関係機関相互のネットワークの充実

第3章 分野別人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

1 同和問題

2 女性

3 子ども

4 高齢者

5 障害のある人

6 外国人

7 プライバシーを巡る問題

8 さまざまな人権問題

- (1) HIV感染者、ハンセン病患者等
- (2) インターネットによる人権侵害
- (3) 犯罪被害者等
- (4) 刑を終えて出所した人
- (5) 性をめぐる多様性
- (6) 拉致被害者

第4章 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

1 推進体制とフォローアップ

2 国、県及び関係機関等との連携

3 ボランティア・NPO等との協働の推進

(資料) 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2 桜井市人権擁護に関する条例

3 桜井市人権政策推進本部設置規程

4 桜井市人権審議会答申

5 桜井市の人権施策の歩み

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の趣旨

基本的人権の尊重と恒久平和の実現は、すべての人びとの共通の願いであります。

国連は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択した後、その理念を踏まえた人権関係諸条約を採択するとともに、1995（平成7）年からの「人権教育のための国連10年」をはじめとする人権確立に向けた国際的な取り組みを進めてきました。

我が国においても、「人権教育のための国連10年」国内行動計画や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定、あるいは人権に関する法的整備等が進められるなど人権確立・擁護への取り組みが進展しています。

奈良県においては、1997（平成9）年に「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」を制定、翌1998（平成10）年には、「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画を策定、2004（平成16）年には、「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、奈良県の人権施策の基本指針として取り組みを進めています。

桜井市においても、国・県の取り組みと連動し、「人権擁護都市宣言」〔1974（昭和49）年〕の精神を踏まえ、1994（平成6）年に「桜井市人権擁護に関する条例」を制定、1999（平成11）年には「人権教育のための国連10年」桜井市行動計画を策定し、市政の重要な柱として「人権施策の推進」を位置づけ、全庁的に人権尊重を基本とする諸施策の推進に取り組んできました。

人権教育については、同和教育を基軸としながら、あらゆる人権問題の解決をめざす取り組みへと大きな広がりをみせてきました。

しかしながら、今なお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に関わる人権問題が存在しています。

2008（平成20）年に実施しました「人権についてのアンケート調査」（以下「意識調査」という。）の結果から、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等にかかわる人権問題について更に人権教育・啓発の充実を図っていく必要があります。

急速な社会の変化と、価値観の多様化の中で多くの人々が、他者との人間関係づくりにとまどいやストレスを感じている状況もみられ、最近では、インターネット等を悪用した人権侵害、ドメスティック・バイオレンス（DV）※、児童虐待が増えています。

すべての人の人権が尊重される自由で平等な社会を実現するためには、人と人のつながりを重視した人権教育・啓発の取り組みを進めていく必要があります。

そこで、「人権教育のための国連 10 年」桜井市行動計画の趣旨を受け継ぎ、これまでの人権施策の成果と課題を踏まえ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として「桜井市人権施策に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭内暴力のことで、DV（Domestic Violence）と略される。主として夫や恋人など親しい人間関係の中でおきる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力を含む。

2 基本理念

人権とは、すべての人々が、かけがえのない存在として自由と生存を保障されるとともに、幸福な生活をすることができる権利であります。

本基本計画においては、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向け、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人と人とのつながりから「豊かな人権文化の創造」をめざすことを基本理念とします。

3 基本計画の性格

- (1) 基本計画は、「桜井市民憲章」「桜井市人権擁護に関する条例」「桜井市総合計画」等を踏まえ、今後 10 年間の人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、市のさまざまな施策の取り組みにあたっては、この基本計画を尊重し推進することとします。
- (2) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条の規定（地方公共団体の責務）に対応するものとします。
- (3) この基本計画は、2020（平成 32）年度を目標年次としますが、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 人権施策推進にあたっての基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

① あらゆる施策を人権尊重の視点から進める

地方自治の本旨は、市民の福利の増進を地域社会において具現化していくことです。

市の全部局が、豊かな人権文化の創造をめざし、「教育」「福祉」「健康」「安全・安心」「環境」等のあらゆる分野において、個人の尊厳とノーマライゼーション※の理念に基づく「まちづくり」をめざします。社会生活上の物理的・制度的・心理的な障壁をなくすバリアフリー化に向け総合的・計画的に取り組み、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に努めます。

※ノーマライゼーション

高齢者も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、共に暮らし、共に生きる社会をめざすという考え方。

② すべての職員が人権教育・啓発の主体を担っている

すべての職員は、人権教育・啓発の主体を担うとともに、人権が確立された社会の実現を図っていくための役割をもっています。そのために、職員自らが自己啓発に努め、人権意識の醸成を図るとともに業務の中で改善が必要な場合は、問題提起を行い課題解決に向けて主体的に取り組みます。

また、職員は市民への奉仕者であることを自覚し、人権尊重の理念が地域社会の中で具現化されるように、地域活動に積極的に参画するよう努めます。

(2) 人権教育・啓発の推進

① 市民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが日々暮らしの中で、豊かな人権文化を築くために人権を自分の問題として捉え、主体的に具体的な取り組みにつなげていくことが大切です。

そのためには、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場にお

いて、日本国憲法、世界人権宣言や人権関係諸条約等の精神や内容を学ぶとともに、他者を尊重し、客観的なものの見方や考え方により、公正に判断して課題を解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

桜井市においては、市民自らが積極的に人権に関する学習に取り組むことができるよう、学習機会の提供など学習環境の整備に努めます。

② 同和教育等の成果を踏まえた人権教育・啓発の推進

桜井市の人権教育・啓発は、同和問題に起因する児童生徒の「長期欠席・不就学」問題の解決など、すべての子どもの教育の機会均等をめざした同和教育の取り組みから始まりました。

教育・保育の現場では、1957（昭和 32）年に桜井市同和教育研究会が、1981（昭和 56）年には桜井市解放保育研究会が結成され、組織的な同和教育の推進体制が整えられました。社会教育分野では1973（昭和 48）年に桜井市同和教育推進協議会が結成され、地域社会における同和教育の取り組みが全市的に始められました。また、1977（昭和 52）年には「桜井市同和教育の基本方針」、1981（昭和 56）年には「桜井市同和保育の指導指針」を策定し、差別を許さない豊かな人権意識を持った人格の形成をめざす本市の教育並びに保育の方向を明らかにしました。

このような取り組みは、同和問題をはじめさまざまな人権問題についての理解を深める教育・啓発として広がり、人権侵害を許さない雰囲気づくりや人権意識の高揚を図る上で、大きな役割を果たしてきました。

子どもたち一人ひとりの生活から教育課題をとらえ、具体的な実践を進めてきた同和教育の取り組みや、行政・教育・関係団体等が連携して進めてきた取り組みの成果を踏まえ、今後も、すべての人の人権確立をめざす人権教育及び人権啓発を行い、さらに積極的な推進に努めます。

（３）相談・支援の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受ける恐れのある人に対する相談・支援活動は、人権教育・啓発と並んで重要な取り組み課題となっています。また、市民が自己実現※のため主体的な活動に取り

組めるよう、自立や社会参加を支援することも重要です。

そのため、国・県やNPO等の民間団体等との連携・協議を図りながら、相談・支援の充実に努めます。

※自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現をめざしながら自己を確立すること。

第2章 人権施策の推進方向

桜井市の人権施策は、人権を基本とした人と人とのつながりから「豊かな人権文化の創造」をめざし、「人権教育・啓発」及び人権問題に関する「相談・支援」を人権施策の基本的な柱として位置づけ、その積極的かつ効果的な推進を図ります。

1 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場における人権教育の推進

～生涯にわたる学習としての推進～

桜井市では、日本国憲法、教育基本法並びに関係法令等を踏まえ、「桜井市教育方針」や「人権教育のための国連10年」桜井市行動計画等に沿って、人権尊重の精神に基づく豊かな人間性の育成に向けた取り組みを進めてきました。

今後、これまでの成果を引き継ぐとともに、奈良県教育委員会が策定した「人権教育の推進についての基本方針」及び「人権教育推進プラン（学校教育編・社会教育編）」等を踏まえ、学校教育と社会教育が相互に連携を図りながら、あらゆる場において人権教育を推進します。

① 学校・就学前教育における人権教育の推進

ア 教育活動全体を通じた人権教育の推進

子どもたち一人ひとりを権利の主体として尊重し、人権尊重の精神に基づいた豊かな人間性を育てる人権教育を、あらゆる教育活動を通して推進します。

そのためには、教育・学習の場において人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。教職員・保育士と子ども、及び子どもどうしの人間関係において、すべての乳幼児・児童・生徒が安心でき、自尊感情を育む環境づくりに努めます。

また、教職員・保育士の存在自体が重要な教育環境であることから、その資質および人権意識高揚のため、自主的な研修・研鑽を進めると共に、各学校園所・教育委員会、社会福祉事務所に於いて研修の機会を計画的に確保します。

そして、子どもの実態や学校園所・地域の課題に基づいた人権教育の推進計画や推進体制をさらに確かなものにし、管理職や人権教育推進の核となる教職員・保育士がその役割の重要性を認識すると

ともに、全教職員・保育士がそれぞれの力量を生かしながら組織的に取り組みを進めます。また、取り組みの点検・評価を行い常に改善に努めます。

イ 学ぶ意欲の向上と基礎学力の充実

「教育を受けること自体が基本的人権である」という認識のもと、すべての子どもたちに学ぶ意欲を喚起し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導に努めます。

就学前からのさまざまな生活体験を通して学力・学習の基礎を育てると共に、児童生徒の実態に即した「わかる授業」の工夫や学習習慣の確立に取り組み、多様な進路選択ができる力や生涯にわたって自ら学ぶ力の基礎を培います。

また、子どもたちが主体的に課題を発見し、目標を持って学習に取り組めるよう、教育活動全般を通じて自尊感情を育む取り組みを進めます。その支援や指導の手立てなどについて、授業研究、保育研究や資料等に基づく研究活動を進め、教職員・保育士の指導力向上に努めます。

ウ 人権についての学習の工夫と改善

生命・環境の大切さ、人権の歴史等についての学習や、同和問題・女性・障害のある人・外国人等の人権問題に関する学習を通して、子どもたちに確かな人権意識を培います。また、社会の国際化や高度情報化、少子・高齢化等の現代的な課題に即した人権教育の効果的な指導方法の開発に努めます。

また、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であることから、保育所・幼稚園においては、他者を尊重し生命と人権を大切にする心を養うための指導内容を充実させ、「人権を大切にする心」を育てる保育の推進に努めます。

一方、いじめや「ガイジ発言」等の背景には、自分とは少し違った言動をする者を排除する考えや、他者を受け入れない偏狭な価値観が存在すると考えられることから、自分を肯定的に認めると共に、互いの違いを豊かさにとらえることのできる感性を培う取り組みを進めます。

さらに、人権についての知識を確かなものにするだけでなく、自他の人権を大切にするための態度や技能が身につけられるよう、

人権教育資料「なかま」等を活用して、学習活動や指導方法の工夫・改善を図ります。

エ 家庭・地域社会との連携及び保幼小中の連携

子どもたちに人権尊重の精神や態度を養うためには、学校園所や家庭及び地域社会がそれぞれの役割を担いつつ互いに連携して取り組むことが必要です。また、人権教育を効果的に進めるには、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域社会の基盤づくりが大切です。今後さらに、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、多様な取り組みを展開していきます。

また、保育所・幼稚園・小中学校が校種を越えて連携を深め、継続的に人権教育に取り組めます。

② 社会教育における人権教育の推進

奈良県教育委員会「人権教育推進プラン（社会教育編）」に沿って、すべての人々の人権が尊重され、だれもが自己実現を図り、いきいきと生活できる生涯学習社会の実現をめざします。

ア 家庭教育の充実

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、乳幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。しかし、近年家庭環境の変化などに伴い、子どもへの過保護や過干渉・虐待・放任といった現状がみられ、家庭における教育力の低下が指摘されています。

また、高齢者への介護放棄、更には配偶者によるドメスティック・バイオレンス（DV）などのさまざまな人権問題が生じており、人間形成における家庭の機能の維持・充実に必要があります。

大人自身が偏見を持たず差別しないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、大人も子どもも共に人権感覚が身につくような家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

子育てや家事、介護などについて固定的な役割分担にとらわれることなく、男女が共に協力し合える男女共同参画社会の実現に

向けた家庭づくりや配偶者によるドメスティック・バイオレンス（DV）の防止を図るため、啓発活動に努めます。

イ 地域社会と学校・家庭との連携

地域社会や家庭において、お互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む必要があります。人権教育は、家庭と学校、地域社会が連携して、さまざまな学習機会や情報の提供、生涯学習の振興のために行われる各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが必要です。

人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶのではなく、日常生活において人権上問題のある出来事に接した際に人権への配慮が態度や行動に表れるよう学習内容を工夫することが求められています。

現代においては、価値観やライフスタイルが多様化しているなかで、地域社会では人々の集う機会が減少するとともに、お互いに支え合おうとする意識が弱まるなど、人間関係が希薄になってきています。こういった状況は、家庭を孤立化させるとともに、学校や地域活動への参加意識を弱めるなど、地域社会の教育力の低下をまねいています。

地域社会の絆、家庭の絆を育むために、人と人が豊かにつながる「人にやさしいふれあいの地域社会づくり」が大切です。

地域社会の在り方や独自のものの見方や考え方は、子どもはもとより、人々の人権感覚の醸成にも大きな影響を与えます。さまざまな人と出会ったり、多様な価値観にふれたりすることで、他者を尊重する態度や、共に生きていく姿勢が身についてきます。そういった意味においても家庭は出発点であり、人と人とのつながりを強め地域力を高めるという認識が大切です。

このためにも、地域社会における学習活動の拠点として学校の開放を促進し、地域社会の教育力を学校教育に生かし、人権教育の深化・充実に努めます。

ウ 人権教育を進めるための指導者育成

関係機関・団体と連携して人権教育を効果的に進めることができるよう、国内外の取り組み等に関する情報や各種資料の提供に努めます。

また、研究機関・団体等が実施する講座や研修会に参加し、身

近な人権侵害に気づき、その解決に向けて学習者・市民と共に歩むことができる指導者の育成に努めます。

エ 地域社会が一体となった人権教育の充実

人権教育の視点に立った、人と人のさまざまな出会いと交流の場を設け、豊かな人間関係の構築に努めます。

また、桜井市人権教育推進協議会及び小学校区人権教育推進協議会の活動の充実を図り、「人にやさしいふれあいの地域社会づくり」をめざします。

(2) 人権啓発の推進

① 市民への人権啓発

ア 啓発内容の充実

人権啓発の内容については、さまざまな人権に関する基本的な知識の習得、生命の尊さ、個性の尊重など、今日の社会情勢を踏まえたものとし、実施の方法において幅広く市民の理解と共感を得られるものであることが肝要です。

イ 地域社会が一体となった人権啓発の推進

地域社会は、人と人とのつながりが希薄になってきているといわれています。そうした中で地域の自治会や地区社会福祉協議会など市民が交流する機会等を通じ、お互いの理解を深め認めあう心を育むことが大切です。

人権に関する基本的な理解、生命の尊さ、個性の尊重などをテーマに、日常生活において人権意識を培うために、人権ふれあいセンターや公民館等で地域社会に密着した交流を促進するとともに、地域社会の実情やニーズに応じた人権に関する学習機会の提供に努めます。

ウ 多様な啓発媒体の活用

啓発にあたっては、人権に関する国内外のニュース、日常生活や地域に根ざした身近な課題、感性に働きかける具体的な事例、講座やイベント等の人権に関する事業の紹介など内容を工夫するとともに、広報紙や冊子の発行、リーフレットの配布、ポスターの作成・掲示、視聴覚教材の活用など効果的な手法で展開しま

す。

また、市民に人権尊重の重要性を伝えるために、本市のホームページなど多様な広報媒体を使い啓発に努めます。

エ 国、県、市町村、関係機関・団体等との連携・協働

「差別をなくす強調月間」（7月）や「毎月11日は『人権を確かめあう日』」、「人権週間」（12月4日～10日）などの機会をとらえ、県、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、法務局や人権擁護委員等との連携を図りながら啓発に努めます。

また、桜井市人権教育推進協議会等の研究団体や市内で組織されている人権にかかわる関係機関やNPOなどとの連携を図り、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めます。

さらに、法務局、桜井宇陀人権擁護委員協議会や県内の市町村等で構成する奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会との連携強化を図り、啓発に努めます。

② 企業等への人権啓発

企業等は、社会を構成する一員としての社会的責任があるという考えから、公正採用選考や男女共同参画社会の実現、パワー・ハラスメント※対策、個人情報やプライバシー保護など、企業活動のあらゆる面でさまざまな人権問題の解決をめざして積極的に取り組み、「企業の社会的責任」を果たしていくことが求められています。

また、人権が尊重される明るい職場づくりは、企業等の発展のために欠かせない取り組みです。

企業等における人権教育・啓発の推進のために、市としても、桜井市企業内人権教育推進協議会や桜井市商工会等と連携し、人権教育や啓発活動を進めます。

※パワー・ハラスメント

職場において職種などの力関係を利用して相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安をあたえること。

（３）特定の職業に従事する人に対する研修

人権にかかわりの深い職業に従事している人に対して、人権に関する研修を積極的に行い、人権問題に関する理解と認識を深め、より確かな人権意識を培います。

① 市職員等

職員は、市民の奉仕者としての自覚と使命感を持ち、常に基本的人権が尊重される社会を行政施策を通じて具現化するという責務を担っています。

そのため、桜井市人権政策推進本部の職員研修では、人権問題研修を市職員の重点研修として位置づけ、時代の変化に対応した今日的なテーマを設定するとともに、参加型学習を一層取り入れるなど研修方法に工夫を加えます。また、関係機関等が主催する研修会に積極的に参加します。

② 教職員等

教職員・保育職員は、その言動が直接子どもに与える影響は大きく、その資質や能力は重要な教育諸条件の一つです。今日の教育課題は多様化しており、課題解決に向けた教育実践を進めるためには、専門性が求められたり多岐にわたる情報が必要であることから、それらを考慮した研修を設定するなど、創意工夫に努めます。

また、桜井市人権教育研究会や桜井市人権・解放保育研究会など、関係団体と連携しながら実践交流を柱として資質の向上をめざした研修会を計画的・継続的に進めます。

③ 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守る職務の特殊性から人権に深くかわる事柄が多く、消防職員には人権を尊重した行動が求められています。

特に、災害時や救急現場における関係者への対応等においてさまざまな場面を想定し、人権に配慮した対応ができるよう研修に努めます。

④ 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、医療技術者等、あらゆる医療・保健関係者は、人々の健康と生命を守ることを使命としており、業務の遂行にあたっては個人情報保護やインフォームド・コンセント※の確立等、患者や要介護者の人権を尊重した行動が求められています。

そのため、医療・保健関係などに従事する者の人権問題に対する理解と認識を深めるよう啓発を行います。

※インフォームド・コンセント

患者等に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療すること。
また、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

⑤ 福祉関係者

高齢者、子ども、障害のある人などが入（通）所する社会福祉施設の職員、地域における福祉相談窓口となる民生・児童委員、介護業務に携わる介護認定調査員、介護支援専門員、ホームヘルパーなどの福祉関係者は、対象となる人たちが社会的に弱い立場にあるため、個人の人格の尊重と秘密の保持及び公平な処遇などきめ細やかな配慮が必要とされています。

そのために、それぞれの専門的研修の中に同和問題や高齢者、障害のある人の人権に関する研修を組み入れるなど、各種研修会の内容をさらに充実させることにより、福祉関係者の人権意識の一層の高揚を図ります。

⑥ 各種団体職員等

各種団体職員は、直接市民と接する機会が多いことから市民とのつながりが深く、市民のリーダー的存在として、各種研修を通してきめ細やかな人権感覚を身につけていく必要があります。そのため、桜井市企業内人権教育推進協議会等を通じ研修を深めます。

2 相談・支援の充実

① 相談窓口の整備と情報提供

市民が、人権に関するさまざまな問題に直面したときに一人で悩むことのないよう、当事者の立場に立ったきめ細やかな相談活動ができる体制にするなど、相談・支援に関する施策の充実が必要です。人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、また救済・保護を必要とする人の状況もさまざまです。

現在、桜井市では人権全般及び各種個別問題に対応する相談窓口をそれぞれ設け、問題解決に努めています。

しかし、「意識調査」では、最近自分の人権が侵害されたときの対応として、「両親、兄弟、子どもや親せきに相談した」「だまっ下がまんした」「友人、同僚や上司に相談した」とする回答が多く、

行政機関等へ相談した人は少数でした。

このことは、相談窓口が十分周知されていないことや、プライバシー等にかかわって相談者が不安を感じていることがあるものと考えられます。そのため、だれもが容易に、また安心して利用できるように相談体制の整備を図るとともに、相談活動についての広報をさらに浸透させることに努めます。

また、行政機関等が市民にとって身近なものとなり、相談者の悩みごとに対し、満足が得られるように創意をこらすことはもちろん、複雑な事案に対しては行政機関等の連携による解決に努めます。

② 関係機関相互のネットワークの充実

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、県や人権侵犯に関する救済等を所掌する国との連携強化や人権擁護委員や民生・児童委員等との相互ネットワークを活用し、相談内容に応じた的確な相談を行うなど相談機能の充実に努めます。

相談機関のネットワークについては、公的機関の窓口だけではなく、独自のノウハウを活かし、人権侵害に対する相談・支援に取り組んでいるNPO等との密接な連携・協働を推進することにより、当事者の立場に立ったきめ細かな相談・支援を行うことができるよう、本市の体制の充実・整備に取り組みます。

第3章 分野別人権施策の推進

人権施策の推進にあたっては、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等にかかわる人権問題などを重点課題として設定し、この基本計画の理念を尊重し、個別計画に基づき積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

1 同和問題

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は失効しましたが、同和問題は解決に至っているわけではありません。

「『同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題である』という基本理念は、部落差別が現存する限り、変わることもない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き同和問題の早急な解決に向けた取り組みを推進します。

同和問題の解決に向けたこれまでの取り組みにより、生活環境が大幅に改善され、また、高校・大学の進学率の向上、さまざまな職種への就職など、多くの成果がみられます。

しかし、差別意識は依然として存在しており、同和問題が解決されたといえる状況にはありません。例えば、結婚の際に、世間体や因習などにとらわれやすい意識とも絡み合い顕在化する場合があります。また、インターネット等による差別的な書き込みや差別落書き・差別投書など悪質な差別事象が跡を絶っていません。

「意識調査」では、「同和地区の人々に対する差別的な言動を見聞きしたことがあるかどうか」の問いに、「ある」が54.0%、「ない」が42.9%と半数を超える市民が差別的な言動を見聞きしています。同和地区に対する差別意識が存在するなかで、同和問題の解決策については、「同和地区の人々と同和地区外の人々が共にあらゆる場において、交流活動を充実する」「保育所、幼稚園、学校での人権教育を充実する」「企業や社会教育の場において人権啓発や人権教育を充実する」がいずれも3割を超えています。同和問題の解決をめざし、同和地区内外の交流活動の充実や人権教育・啓発の充実を図る必要があります。

教育においては、これまでの同和教育の成果を踏まえ、「差別の現実」に学ぶことを基本理念に、幼児・児童・生徒が発達段階に応じて主体的に学べるよう支援し、課題解決のための知識・技能・態度を育成します。また、部落史研究や地域の文化・歴史・産業等に学び、教育内容の創造と充実に努め、関係機関・団体等とも連携しながら、差別意識の解

消に向けた取り組みを推進します。

啓発活動においては、同和問題啓発活動の推進の中で蓄積されてきた成果や各地の人権教育・啓発のさまざまな手法にも学びながら、人権尊重の視点からより効果的な啓発活動の推進に努めます。

さらに、陰湿・露骨な差別事象、インターネット等を悪用した差別扇動等に見られる、同和地区に対する忌避意識の払拭・解消に向けた取り組みを関係機関・団体と連携しながら推進します。

「えせ同和行為」に関しては、同和問題の解決の弊害になることから、「えせ同和行為」の排除に向け、その行為を許さない世論づくりや関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、同和問題についての啓発を積極的に行うことにより、被害の未然防止に努めます。

就労の機会均等を阻害する身元調査等の差別事象が今なお跡を絶たない現状から、公正な採用選考の周知や差別のない雇用に向けた啓発活動を実施します。また、桜井市企業内人権教育推進協議会等と連携して、雇用主を対象とした研修等を進めます。

人権ふれあいセンターは、子どもから高齢者まで地域の住民がふれあうことのできる開かれた市民交流の施設であることが大切です。また、社会福祉や自主防災などの今日的な地域課題の解決をめざした自主的な住民活動の場としての役割を果たします。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・ 桜井市同和教育の基本方針（昭和 52 年 5 月公示）
- ・ 桜井市同和保育の指導指針（昭和 56 年 4 月策定）
- ・ 桜井市人権擁護に関する条例（平成 6 年 9 月公布）
- ・ 桜井市同和対策協議会建議「法期限後の同和行政のありかたについて」（平成 14 年 2 月）
- ・ 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成 9 年 3 月公布）
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月公布）
- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月策定）
- ・ 同和対策審議会答申（昭和 40 年 8 月）
- ・ 地域改善対策協議会意見具申（平成 8 年 5 月）

2 女性

1999（平成 11）年「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づいて「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

奈良県においても基本法及び基本計画の理念に基づいて 2001（平成 13）年「奈良県男女共同参画推進条例」が制定され、2002（平成 14）年「奈良県男女共同参画計画（なら男女共同参画プラン 21）」が策定されました。

桜井市でも男女共同参画社会の実現に向けて、2004（平成 16）年「さくらい男女共同参画プラン 21～一人ひとりがその人らしく生きる社会をめざして～」を策定しました。今後も人権の尊重と男女平等の基本理念に基づき、男女が均等に社会の一員としての責任を担い、さまざまな利益を享受できる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発や学習を推進するとともに、男女がともに社会参画できる環境づくりに努めていきます。

特に「女だから」「男だから」といった性別観は、長い歳月の間に社会的・文化的に人の意識がつくってきたものでジェンダー※とといいます。このような意識は「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識とも深く結びついており、特に女性に対する差別を生み、女性の自由な生き方と能力を十分に発揮することが妨げられる要因になっています。男女がともに対等なパートナーとして社会に参画するためには、特にジェンダーに敏感な視点で性別に関わりなく、個性に応じてその人がその人らしい生き方を選択できるよう啓発活動に努めます。

また、あらゆる分野への男女共同参画の推進のためには、男女が社会の平等・対等な構成員として、自らの意思によって家庭、学校、地域、職場などあらゆる場の意思決定過程などに共同で参画することが必要です。そして、男女が共に責任を担い、政治的、経済的、社会的、文化的な利益を共有できる社会づくりが強く望まれます。

さらに、女性が判断力、企画力、表現力、経済力、技術力、決定力、行動力などの多様な能力を一層身につけ、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において自立・自己決定権の確立及び意思決定過程に主体的に参画することが大切です。そのために、女性の持つ可能性（エンパワーメント※）を高めるための支援や啓発を推進します。

男女の人権尊重の意識づくりについては、近年男女を取り巻く環境や男女の意識、生活様式が大きく変化する中で、女性の社会進出が進んできていますが、女性に対する偏見が根強くあるなかで女性の人権について特段に配慮する必要があります。性の商品化やセクシャル・ハラスメ

ント※、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為※など、あらゆる形態の女性に対する暴力は重大な人権侵害です。これらの根絶に向けた広報・啓発活動を推進します。そのためには、「人権としての性」を尊重する視点で、性に関するメディア・リテラシー※の向上は不可欠な課題です。

特に、DV被害者への対応については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「配偶者暴力防止法」）に基づき、被害者等の保護や自立支援体制の整備、同伴児に対する支援策の検討、地元に着した地域支援ネットワーク網の整備・充実に努めます。また、被害者の保護とともに加害者への啓発等も視野に入れながら、DV防止に向けた相談事業の充実を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の心情に配慮した支援活動の推進に努めます。

近年、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が注目されています。仕事を持つ男女がともに、やりがいや充実感を持って働き、仕事・家庭・地域生活などで、それぞれの年代や個々の状況に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をめざし、啓発に努めます。

※ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などといった社会的・文化的につくられた性別。生物学的な性別と区別して用いられる。

※エンパワーメント

力をつけること。一人ひとりの持つ可能性を十分開花させ、多様な選択を可能にするためには、社会的・経済的・文化的・政治的な意思決定過程のさまざまな場に十分関わっていく力をつけること。

※セクシャル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、わいせつな写真の掲示など、さまざまな場面・状態で現れる性的ないやがらせ。

※ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情や、それが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足する目的で、同一の者に対して付きまといなどを繰り返して行う行為のこと。

※メディア・リテラシー

メディア（新聞・ラジオ・テレビ・ビデオ・雑誌・映画・インターネットなど）からの情報を読み解く力をつけ、主体的に情報発信ができる能力

をつけること。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・ さくらい男女共同参画プラン 21（平成 16 年 3 月策定）
- ・ 奈良県男女共同参画推進条例（平成 13 年 7 月公布）
- ・ 奈良県男女共同参画計画【なら男女共同参画プラン 21】（平成 14 年 2 月策定）
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年 7 月公布）
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 11 年 6 月公布）
- ・ 男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月公布）
- ・ 男女共同参画基本計画（平成 11 年 12 月策定）
- ・ ストーカー行為等の規制に関する法律（平成 12 年 5 月公布）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律【配偶者暴力防止法】（平成 13 年 4 月公布）
- ・ 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成 15 年 7 月公布）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約【女性差別撤廃条約】（昭和 60 年批准）

3 子ども

「児童の権利宣言」並びに「児童憲章」は、子どもを一人の人間としてとらえ、すべての子どもに健全な成育と幸福、社会的諸権利を保障しなければならないという思想を明らかにしています。

また、1989（平成元）年に国連総会で採択され、1994（平成6）年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」においては、児童を単に保護の対象としてではなく「権利の主体者」としてとらえ、「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」こととされています。

これを受けて、国では同条約の広報啓発を行うと共に、子どもの保護および福祉に関する施策を一層充実させるなどの措置がとられました。

県においては、1999（平成11）年に「人権にかかる保育マニュアル」を作成し、保育所・幼稚園における「人権を大切にする保育」の推進を示しました。1999（平成11）年には児童虐待の早期発見と初期対応をめざして「児童虐待防止ハンドブック」を作成しました。

桜井市においては「桜井市同和教育の基本方針」「桜井市同和保育の指導指針」に基づき、子どもたちに民主的な社会の構成者として必要な人権尊重の態度を養うための教育・保育を推進してきました。また、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、2010（平成22）年には「桜井市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子どもがのびのびと育つと共に、市民が安心して子育てができる社会環境整備に努めてきました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く社会状況には大変厳しいものがあります。近年、通学途中や地域社会の中で子どもの命や安全が脅かされる事件が相次いで起きています。また、親などの身近な大人による児童虐待も増加し、大きな社会問題となっています。さらには、学校でのいじめや不登校、体罰や高校中途退学の問題、子どもには触れさせたくない暴力・残虐シーンや露骨な性描写などを含む有害情報の氾濫や、インターネット等上の有害サイトの存在など、子どもの健全な成長に影響を及ぼす深刻な状況がみられます。また、少子化の進行をはじめ、核家族化や地域の人間関係の希薄化等社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域での子育て機能が低下し、子どもの社会性や規範意識などを育てにくい環境となっています。

インターネットやさまざまなメディアを通して広がる有害情報や人権侵害情報については関係機関との連携のもと、より効果的な取り組みを進めるとともに、多くの情報の中から自分に必要で正しい情報を選択し、適切に活用できるメディア・リテラシーを子どもの発達段階に応じ

て身に付けさせることが大切です。

このような状況の中、子どもの健全な成長発達を支えるためには、なによりも子どもの安全が保障されなければなりません。安全・防犯設備の充実や地域住民への防犯意識の啓発、体験的・具体的な教育活動を通して子ども自身に危機管理意識の高揚を図るなど、関係機関・地域・学校等が連携して子どもが安心して過ごせる生活環境整備を進めます。

学校・園所においては、人権尊重、生命尊重の精神の育成に取り組み、幼児児童生徒一人ひとりを大切にし個性を生かす学校づくりを進めると共に、基本的な生活習慣や社会生活上のルールとマナーを身につけさせ、自分も他の人も大切にすることを養います。

家庭においては、子どもの権利が尊重され、家族が互いに支え合い、尊重しあう豊かな家庭生活を送れるよう啓発に努めます。また、一部の保護者に、子どもの権利を尊重することと気ままな行動を容認することを取り違えている実態も見られることから、子どもの権利と保護者の責任についての啓発も必要です。また、子どもの社会生活への適応や、いじめ・不登校、子育てに対する支援を図るために実施している、スクールカウンセラーや各種相談事業の推進と周知に努めます。

児童虐待に関しては、桜井市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の発生予防・早期発見と、その後のケアに至る切れ目のない相談支援体制の強化を図っています。更に、関係機関等のネットワークを活用しながら、情報の共有化と適切な連携による保護・自立支援を進めます。また、虐待が重大な人権侵害であることや、発見した時の対応などについて、さらに地域社会への啓発に努めます。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・桜井市次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年 4 月策定）
- ・奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和 51 年 12 月公布）
- ・奈良県人権にかかる保育マニュアル（平成 11 年 3 月策定）
- ・奈良県教育委員会人権教育の推進についての基本方針（平成 20 年 2 月策定）
- ・児童福祉法（昭和 22 年 12 月公布）
- ・児童憲章（昭和 26 年 5 月制定）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年 5 月公布）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月公布）
- ・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月公布）
- ・児童の権利宣言（昭和 34 年 11 月国連で採択）
- ・児童の権利に関する条約（平成 6 年批准）

4 高齢者

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きる社会の実現をめざします。

桜井市の人口が減少するなかで高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2010（平成 22）年には 23.9%になっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所 2008（平成 20）年の予測によると、桜井市の高齢化率が、2025（平成 37）年に 34.0%と 3 人に 1 人となり、2035（平成 47）年には 37.9%となると予測されています。そのため、高齢社会をめぐる重要な課題に対して高齢者の自立支援の基本的な目標を定め、その実現をめざして取り組むべき施策を明らかにするため、2009（平成 21）年に「桜井市老人保健福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画」を策定しています。

高齢者を取り巻く状況は厳しく、高齢者の扶養、介護、財産管理の問題、孤独死や自殺など、高齢者の人権に関するさまざまな問題が発生しています。また、現在、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者や高齢者虐待の増加といった新たな課題への対応が必要となっています。

「意識調査」では、「高齢者の人権が尊重されていないこと」を尋ねた結果、「介護制度や暮らしに必要な情報が十分に伝わらない」が 41.1%と最多で、「就労の機会が少ない」「高齢者をじゃま者扱いしたり、高齢者の意見や行動を尊重しない」などが多くなっています。超高齢社会へと進んでいる中で、それを支えるシステムの構築に多くの課題があることが明らかになりました。

このような状況を踏まえ、「地域でともに暮らせるまちづくり」をめざし、身近な地域で保健・医療・福祉の総合的・一体的なサービスを提供するとともに、みんなで高齢者を支え合い、高齢者が社会の一員として活躍できるふれあいの地域社会づくりに努め、住み慣れた地域で安心していきいきと豊かに、ともに暮らせるまちづくりをめざします。

高齢者に対する理解の促進のために、すべての人がいずれ迎える高齢期に向けて、高齢者の問題を自らの問題として捉え、理解を深めていくことが大切です。高齢者の問題を理解するための啓発パンフレット、各種講演会、幼児期からの発達段階に応じた福祉教育を推進するなど、高齢者に対する理解のための広報・啓発活動を充実していきます。

2005（平成 17）年に公布された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者

に対する支援等に関する法律」では、尊厳ある老後を送れるようにするため、虐待の防止義務や保護規定などが盛り込まれ、高齢者の権利利益の擁護について定めています。この法律の趣旨を踏まえ、高齢者虐待防止、通報、届出の受理の窓口を周知することや、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援のため、虐待の通報義務について周知を図ります。そして判断能力が不十分になることにより、地域での自立した生活が困難な高齢者のさまざまな面での権利擁護の取り組みが重要です。

また、公的な組織だけではなく地域にあわせた地域福祉や、自治会・地域住民・ボランティア・NPOなどが協力しあうネットワークづくりが大切となり、ボランティア活動に対する支援の充実や、地域福祉にかかわる人材の育成、確保に努めていきます。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・桜井市老人保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画（平成21年3月策定）
- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年3月公布）
- ・老人福祉法（昭和38年7月公布）
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月公布）
- ・高齢社会対策基本法（平成7年11月公布）
- ・介護保険法（平成9年12月公布）
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月公布）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月公布）
- ・高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律【バリアフリー新法】（平成18年6月公布）

5 障害のある人

1981（昭和 56）年の「国際障害者年」以降、障害のある人もない人も互いに社会の一員として尊重し合い、支え合いながらともに生きるという「ノーマライゼーション」の考え方が広がってきました。国においては、1993（平成 5）年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」という理念が示されました。2002（平成 14）年には「障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害のある人の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進が示されています。

県においては、障害のある人の声や地域福祉の担い手である県民の声を反映させた「奈良県障害者長期計画 2005～ともに生きる～」を策定し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた取り組みが進められています。

桜井市においても「やさしさとぬくもりのある福祉のまちづくり」をめざして、2007（平成 19）年に策定した「桜井市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画」に基づいて、障害者福祉に関する施策を総合的・体系的に進めてきました。また、学校等においては障害のある子どもに対する教育及び障害と障害のある人についての理解を深める教育の推進に努めてきました。

こうした経過の中、障害のある人たち自身については当事者によるさまざまな取り組みの成果や、この間の教育・啓発の広がり等により自立や社会参加に対して積極的な動きが見られる一方で、高齢化や障害の重度化・重複化が進んでおり、それぞれが自立した生活を送れるようにしていくためには、その全体像を幅広い視野でとらえることが必要となっています。

一方、市民の意識としては、障害のある人たちの自立と社会参加に関して基本的には賛同を示しながらも、認識が不十分なため、本人や家族が心ない言葉を投げかけられたりすることもあります。学校等においても、障害のある人に対する差別的な意識がいわゆる「ガイジ発言」等となって現れるなどの問題が起きています。

今後に向けては、「高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、障害のある人たちが地域で安全に生活できるよう、福祉のまちづくりを一層推進します。また、地域でのよりよい生活を支援するため、日常生活の相談・支援に努めると共に、さらに福祉サービスの充

実を図っていきます。

市民に対しては障害者施策の周知や障害についての理解、ノーマライゼーションの理念の普及を図るため、文化・スポーツ・レクレーション等を介した市民交流の充実に努めます。そして、障害のある人たちの社会参加を促すと共に、障害のある人もない人もお互いにふれあう機会を増やし、障害者問題に対する市民の理解と認識を深めていきます。

学校・幼稚園・保育所においては、共に生き共に育つ教育・保育の実践を充実させ、お互いの違いを豊かさと感じられる感性を育むとともに、特別支援教育の理念に基づき、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、多様できめ細かい取り組みを推進します。また、子どもたちにさまざまな交流の場や機会を設けることにより、体験を通して障害と障害のある人に対する理解を図っていきます。

そして、このような取り組みを通して障害のある人が地域で安心してくらしが送れるよう支援することはもちろん、すべての人にやさしいものづくり、社会づくりをめざす「ユニバーサルデザイン」の考えや、すべての人を排除することなく包括できる社会の実現をめざす「ソーシャル・インクルージョン※」の理念に学びながら、誰もがやさしさとぬくもりの感じられる社会づくりを進めます。

※特別支援教育

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、生活や学習上の困難を改善し克服するために、適切な指導と必要な支援を行う教育。2007（平成 19）年 4 月より「学校教育法」に位置づけられた。

※ソーシャル・インクルージョン

社会的に孤立する人々を援護し、公的扶助や職業訓練、就労機会の提供などを通じて、共に地域社会の構成員として支えあうこと。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・桜井市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画（平成 19 年策定）
- ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 7 年 3 月公布）
- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月公布）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月公布）
- ・社会福祉法（昭和 26 年 3 月公布）
- ・知的障害者福祉法（昭和 35 年 3 月公布）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月公布）
- ・障害者基本法（昭和 45 年 5 月公布）
- ・障害者自立支援法（平成 17 年 11 月公布）

6 外国人

国連は、1948（昭和 23）年に「世界人権宣言」、1965（昭和 40）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、1966（昭和 41）年に「国際人権規約」などの国際条約を採択し、我が国でもこれらの条約を批准しています。

近年、国際化が進展するなかで、外国人との交流が増加しています。外国人が、地域の一員としていきいきと暮らすことができる地域社会を築いていくためには、一人ひとりが多様な文化や生活習慣・価値観等への理解を深め、尊重していくことが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史・文化・生活習慣などについて紹介したり、外国人と直接ふれあう機会を積極的に提供するなど啓発に努めるとともに、NPOなど民間団体との連携を図り、さまざまな機会を通じて意見交換等の場を設けるなど、外国人もいきいきと暮らすことができる社会をめざします。

「意識調査」では、日本にいる外国人の人権について、「大切にされていない」と特に思われることについては、「文化の違いなどによる地域社会の受け入れが不十分」が 48.3%と最も高くなっています。次に、「就労の機会が少ない」「国籍を理由に結婚などについて、周囲から反対を受ける」がいずれも 3 割を超えています。また戦後、60 年以上を経た今日においても、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は依然として存在しています。

このような問題をなくすためには、市民一人ひとりが、在日韓国・朝鮮人をはじめ日本に居住する外国人がもつ多様な文化・習慣・価値観等を尊重するとともに、国籍や民族を越えて人として尊重し合い、すべての人々の人権が保障される共生社会の実現に努めることが大切です。

教育の推進では、「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」に沿って、在日外国人教育及び国際理解教育を推進し、お互いの国の生活や文化などについて正しく理解させるとともに、在日外国人児童生徒が偏見や差別にうちかつ力を養うよう指導に努めます。

国際理解の推進では、市民一人ひとりが国際人としての自覚を持ち、異なる文化を持った外国人との相互理解を深めるため、国際交流・協力事業を活用した多文化理解の促進や地域における交流機会の充実に努めます。

市民一人ひとりが我が国と郷土に対する理解と愛情を培うとともに、国際理解を深め、互いに尊重し合う態度の醸成を図ります。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・ 桜井市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針（平成 5 年通知）
- ・ 奈良県教育委員会 在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針（昭和 61 年 6 月通知）
- ・ 奈良県国際交流・協力推進大綱（平成 15 年改訂）
- ・ 外国人登録法（昭和 27 年 4 月公布）
- ・ 国際人権規約（昭和 54 年批准）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約【人種差別撤廃条約】（平成 7 年批准）

7 プライバシーを巡る問題

桜井市においては、個人情報保護の必要性から、2001（平成13）年に「桜井市個人情報保護条例」を制定しています。この個人情報保護制度は、個人の尊厳に基づく基本的人権を擁護する上で、「個人に関する情報は本来その個人が主体である」ことを再認識し、その漏えい等によるプライバシーの侵害を未然に防止することが重要であることの認識に立つ必要があります。個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項（条例）を定めるとともに、自己情報コントロール権を保障することにより、個人の権利利益の侵害を防止し、市民に信頼される市政の推進を目的としています。

「桜井市個人情報保護条例」に基づき、市が保有し管理する市民の情報（収入・資産等に対する課税、福祉、保健、相談、教育などの業務の内容など）についても、管理や守秘を徹底しています。

「戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正する法律」が2008（平成20）年5月1日から施行し、個人情報保護の観点から、戸籍の窓口での「本人確認」が法律で義務付けられています。

また、高度情報化社会の中では、個人情報に関わって私たちの知らないところで、いろいろな情報が蓄積され利用されています。この情報の無秩序な蓄積や利用は、社会生活上で人々の不利につながるので、自らの情報についても自己管理に努める必要があります。とりわけ近年、個人情報が悪用され悪質商法や不当な勧誘など、高齢者や若者を中心に、商品・サービス及びその取引をめぐるトラブルに巻き込まれるケースが増加するなど、消費者問題も複雑・多様化しています。桜井市では、市民が安全・安心して暮らすことができるように、消費者被害の未然防止のための啓発や相談業務の充実に努めています。

また、人権擁護・プライバシー保護のため、市民による「身元調査おことわり運動」を30年近くにわたって継続して取り組んできています。身元調査は、その人の努力ではどうすることもできないことまで調べ、その調査によって人が判断されるおそれがあります。結婚や就職は、人生で最も重要な、しかも輝かしい門出です。この人生の節目に、直接本人の責任でない家柄や血筋など、本人の知らないところで、調べられることが身元調査です。

その結果、偏見や先入観で、人を排除したりするなどの人権侵害につながります。身元調査を「しない」「させない」「おことわりする」尋ねられたら「ことわる」という身元調査おことわりの取り組みを進めます。

〈主な関係法令〉

- ・ 桜井市個人情報保護条例（平成 13 年 12 月公布）
- ・ 戸籍法（昭和 22 年 12 月公布）
- ・ 住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月公布）
- ・ 個人情報保護法（平成 15 年 5 月公布）

8 さまざまな人権問題

(1) HIV感染者、ハンセン病患者等

今日、疾病や医療に関する情報が氾濫しているにもかかわらず、さまざまな病気についての正しい知識と理解が十分とはいえません。

特にHIV感染者・エイズ患者につきましては、疾病への知識不足や理解不足などからくる偏見や差別によって、社会生活の中で苦しんでいる人や、その家族が差別を受けている事例が少なくありません。疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現していくために、関係機関・団体と連携・協力しながら、正しい知識の普及や理解の促進など偏見や差別を取り除いていく取り組みを推進します。

また、ハンセン病問題については、感染力が弱いにも関わらず「らい予防法」が1996(平成8)年に廃止されるまで、患者を療養所へ隔離する政策がとられるなど、患者の方々やその家族は長い間、偏見や差別を受けてきました。現在では、治療薬の開発によりハンセン病は後遺症や障害を残すことなく外来治療で完治させることができる病気になりました。しかし2003(平成15)年には、熊本県で元ハンセン病患者の宿泊が拒否されるなど、未だに偏見や差別は解消したとは言えません。このことから、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進に努めます。

〈主な関係法令・計画等〉

- ・奈良県エイズ対策基本方針(平成5年6月策定)
- ・らい予防法の廃止に関する法律(平成8年3月公布)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月公布)
- ・WHO患者の権利の促進に関する宣言(平成6年3月採択)

(2) インターネットによる人権侵害

インターネットに代表される高度通信技術の発達で、私たちの生活の利便性は飛躍的に向上しました。その反面、インターネットには発信者の匿名性があり、また、情報発信が容易にできるといった面を悪用して、差別を助長する内容を掲載することにより、人権を著しく侵害する社会問題となっています。

こうした問題に対しては、「ネットの向こう側にも『人』がいる」ということを認識する必要があるとともに、個人のプライバシーや名

誉等に関して、一人ひとりが正しい理解を深めることが大切であるとの観点から、啓発活動を推進していく必要があります。

また、メディアから発信される情報の意味を自分で考え、効果的に情報を活用し、自らの言葉で発信できる能力であるメディア・リテラシーを身につけられるよう学習機会の提供に努めます。

さらに、インターネット掲示板上の差別書き込みに対しては、法務局、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会などの関係機関と日常的に連携を深めながら、インターネットによる人権侵害が起きないように取り組みを進めていくとともに、著しく他人の人権を侵害する事案については効果的な対応を図ります。

〈主な関係法令〉

- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年 11 月公布）

（３）犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族については、犯罪行為によって受ける直接的な被害だけでなく、その後の捜査や裁判の過程での精神的負担や時間的・経済的負担、さらにはマスコミの取材・報道や、周囲から配慮のない対応をされるなど二次的被害を受けることが社会問題となっています。

このような中、2004(平成 16)年に「犯罪被害者等基本法」が、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に制定され、またそれ以降、犯罪被害者等立場に立った法整備が進められてきました。

今後とも、桜井・宇陀地区犯罪被害者支援ネットワーク等の多くの機関・団体との協力・連携を図り、犯罪被害者等の立場やニーズを踏まえ、市民に対しても、犯罪被害者等の心情に配慮した行動が取られるよう、啓発に努めます。

〈主な関係法令等〉

- ・犯罪被害者等基本法（平成 16 年 12 月公布）
- ・刑事訴訟法（昭和 23 年 7 月公布）
- ・犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年 5 月公布）
- ・被害者参加制度（平成 20 年 12 月施行）
- ・被害者参加人のための国選弁護制度（平成 20 年 12 月施行）
- ・損害賠償命令制度（平成 20 年 12 月施行）

(4) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、本人の真摯な更生の意欲がある場合でも、地域社会からの偏見等厳しい問題があります。地域社会へ復帰するためには家族や職場、地域社会など周囲の人達の正しい理解と協力が不可欠です。

そのため刑を終えて出所した人に対する差別や偏見をなくし、これらの人の社会復帰に向けて関係機関、桜井地区保護司会及び桜井市更生保護女性会とも連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。

(5) 性をめぐる多様性

性同一性障害※、またさまざまな性的指向を持った人等が、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして差別や偏見に苦しんでいます。性をめぐる多様性は徐々に認知されつつありますが、理解はまだまだ低いのが現状です。

そのため、国、県等と連携や協議を図りながら、多様な性のあり方を認め合う社会をめざして啓発活動に取り組んでいきます。

※性同一性障害

生物学的な性(からだの性)は明らかであるにも関わらず、性の自己意識(こころの性)ではそれとは別の性別であることの持続的な確信を持っているために、社会生活に支障がある状態のことを意味する。

〈主な関係法令〉

・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年7月公布)

(6) 拉致被害者

2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められると共に、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

この問題についての関心と認識を深めていくよう啓発に努めます。

〈主な関係法令〉

・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年6月公布)

第4章 推進体制

1 推進体制とフォローアップ

人権問題に対する施策の推進は、各課による個別的な対応だけでは十分と言えない場合があり、関係する部署が連携して取り組むことが求められています。

本基本計画の趣旨を踏まえて、市の行政機関相互はもとより、桜井市人権教育推進協議会等の関係諸団体との密接な連携のもと、全庁をあげて、この基本計画の具体的推進に努めます。

そのため、この基本計画に基づき、事業実施状況等を取りまとめるとともに、推進状況をフォローアップしていく推進組織として、桜井市人権政策推進本部を中心に、部局間相互の緊密な連携のもと人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 国、県及び関係機関等との連携

国、県、市町村等の行政機関及び関係機関等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層総合的・効果的に人権施策を推進するため、相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化した幅広い取り組みを進めます。

3 ボランティア・NPO等との協働の推進

ボランティア・NPO活動は、自主的・自発的な意思に基づき、社会に貢献する活動であるとともに、自己実現を通し、地域社会に「ともに支え合う心豊かなふれあいの場」を生み出す具体的な実践活動です。

また、行政やボランティア・NPO、企業などがパートナーシップを形成し、あらゆる場において、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど協働による取り組みを推進し、人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策の充実に努めます。

【 資 料 】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対

し、当該施策に係る事務の委託その他の方法により、財政上の措置を講じることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

- 2 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえて、見直しを行うものとする。

桜井市人権擁護に関する条例

(公布日 平成6年10月1日)

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない桜井市の実現を目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、桜井市総合計画並びに関係法令等に基づき必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を推進するものとする。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

桜井市人権政策推進本部設置規程

平成14年4月1日
訓令甲第1号

改正 平成19年3月29日 桜井市訓令甲第2号
改正 平成21年3月30日 桜井市訓令甲第1号

(設置)

第1条 あらゆる人権問題の解決に向けての政策を、総合的かつ効果的に行うことを目的に桜井市人権政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権課題にかかる事業、啓発及び教育に関する方針の作成並びに実施に関すること。
- (2) 人権課題にかかる事業、啓発及び教育に関する調査並びに研究に関すること。
- (3) 各部局の行う人権課題にかかる事業、啓発及び教育についての連携並びに調整に関すること。
- (4) 啓発活動実施における指導者の育成に関すること。
- (5) 桜井市人権教育推進協議会との連絡調整に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 副本部長に代表副本部長を置く。代表副本部長は、副市長をもって充てる。
- 5 本部員は、職員をもって充てる。

(職務権限)

第4条 本部長は、課長以上の職にある者による本部の会議を招集し、本部長がその議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、代表副本部長がその職務を代理する。
- 3 代表副本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(常任委員会)

第5条 第7条において規定する部会において企画及び立案した本部の所掌事務及び本部の運営について審議するため、本部に常任委員会を（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員及び会議は、桜井市政策会議規程（昭和44年4月桜井市訓令甲第3号）に準じる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは委員会の委員以外の本部員を会議に出

席させて意見を聞くことができる。

- 4 委員会は、審議した事項につき、その結果を本部長に報告しなければならない。

(幹事)

第6条 本部に幹事を置く。

- 2 幹事は、次長及び課長の職にある者とする。
- 3 幹事は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 次条に規定する部会における事務
 - (2) その他本部より指示された事務

(部会)

第7条 本部に次の部会を置き、第2条に係る本部の所掌事務の内、次に掲げる部会の区分に応じ当該各号に掲げる事務を行わせる。

- (1) 企画部会 調査、研究、企画及び部会間の調整に関する事。
- (2) 研修部会 職員研修に関する事。
- (3) 啓発部会 市民啓発に関する事。
- (4) 教育部会 幼児教育、学校教育及び社会教育に関する事。
- (5) 特別部会 特に必要とする課題に関する事。
- 2 特別部会の設置については、本部長が別に定める。
- 3 部会は、前条の規定により設置する幹事の中から代表副本部長が指名する幹事で組織する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は、代表副本部長が指名する。
- 5 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会の庶務は、人権施策課及び次に掲げる部課において処理し、次に掲げる部課が主となり処理する。
 - (1) 企画部会 市長公室企画課
 - (2) 研修部会 市長公室人事課
 - (3) 啓発部会 市民部人権施策課
 - (4) 教育部会 教育委員会社会教育課
 - (5) 特別部会 課題にかかる主管部課
- 8 部会は、必要があると認めるときは、当該部会に属しない幹事又は本部員を会議に出席させて意見を聞くことができる。
- 9 部会は、企画及び立案した事項を委員会に報告しなければならない。

(事務局等)

第8条 本部の庶務を処理するため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、市民部人権施策課長をもって充て、事務局の事務を統括する。
- 4 事務局員は、市民部人権施策課職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 桜井市同和問題啓発推進本部設置規程（昭和63年3月桜井市訓令甲第1号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月29日桜井市訓令甲第2号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日桜井市訓令甲第1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成 22 年 7 月 14 日

桜井市長 谷奥 昭弘 様

桜井市人権審議会
会長 多 山 壽

桜井市人権施策に関する基本計画について（答申）

平成 22 年 6 月 1 日付けで意見を求められた桜井市人権施策に関する基本計画（案）については、慎重に審議した結果、桜井市の人権施策の基本方針として適当であると認めます。

なお、計画の実施にあたっては、下記の事項に配慮して進められるよう要望します。

記

- 1 人権教育・人権啓発の取り組みに市民の積極的な参画が得られるよう、本市の趣旨、内容を様々な機会を通じ、市民に周知すること。
- 2 市の全部局が、豊かな人権文化の創造をめざし、あらゆる施策を人権尊重の視点から進めること。
- 3 平成 32 年を目標年次とする本計画は、10 年にわたる長期の計画であるので、時代の変化に対応して見直しなどを適時行うこと。

桜井市の人権施策のあゆみ

年 度	主 な 概 要
1957 (昭 32)	桜井市同和教育研究会が発足
1969 (昭 44)	桜井市同和対策協議会を設置
1971 (昭 46)	文部省・同和教育地域指定を受ける
1972 (昭 47)	桜井市幼・小・中 PTA 協議会の結成
1973 (昭 48)	桜井市同和教育推進協議会の結成
	桜井市教育委員会・同和教育指導課を設置
	世界連邦都市を宣言
1974 (昭 49)	人権擁護都市を宣言
1976 (昭 51)	「生活文化都市」を目指し桜井市民憲章を制定
1977 (昭 52)	「差別をなくす桜井市市民集会」が始まる
1978 (昭 53)	第 1 回市民意識調査を実施
1980 (昭 55)	桜井市同和保育指導指針を公示
1981 (昭 56)	桜井市職員同和问题啓発推進委員会が発足
	桜井市解放保育研究会が発足 (桜井市同和教育研究会から独立)
	桜井市住民基本台帳等閲覧等に関する事務取扱要綱を改正
1982 (昭 57)	部落差別をなくす桜井市市民会議が発足
	「人権文化を育てる市民の集い」(同和教育講演会)が始まる
	桜井市同和対策総合計画を策定
	桜井市女性問題啓発推進委員会が発足
1983 (昭 58)	外国人登録制度の是正を求める意見書を採択
	人種差別撤廃条約早期批准に関する意見書を採択
1984 (昭 59)	桜井市解放会館条例を施行
	部落解放基本法制定等にむけた決議
1985 (昭 60)	「非核宣言都市」を宣言
1986 (昭 61)	第 2 回「桜井市同和问题をはじめとする人権問題に関する市民意識調査」を実施
1988 (昭 63)	桜井市同和问题啓発推進本部を設置 (桜井市職員同和问题啓発推進委員会を改組)
1990 (平 2)	「部落解放基本法」制定等にむけた決議
1991 (平 3)	「桜井市部落問題等人権啓発に関する基本方針並びに推進指針」を公示
	桜井市市民部 ([旧]同和対策部) 人権啓発課を設置
1992 (平 4)	第 3 回「桜井市同和问题をはじめとする人権問題に関する市民意識調査」を実施

1993（平 5）	「桜井市在日外国人（主として韓国・朝鮮人）幼児・児童・生徒に関する指導指針」を公示
	桜井市老人福祉計画を策定
1994（平 6）	桜井市人権擁護に関する条例を施行
1995（平 7）	文部省・教育総合推進地域指定を受ける
1997（平 9）	桜井市障害者福祉基本計画を策定
1999（平 11）	「人権教育のための国連 10 年」桜井市行動計画を策定
2001（平 13）	桜井市個人情報保護条例を施行
	桜井市同和教育推進協議会を桜井市人権教育推進協議会に名称変更
2002（平 14）	桜井市同和対策協議会建議「法期限後の同和行政のありかたについて」
	桜井市人権審議会を設置
	桜井市同和问题啓発推進本部を桜井市人権政策推進本部に改組
	小学校区同和教育推進協議会を小学校区人権教育推進協議会に名称変更
	桜井市同和教育研究会を桜井市人権教育研究会に名称変更
	桜井市解放保育研究会を桜井市人権・解放保育研究会に名称変更
2004（平 16）	さくらい男女共同参画プラン 21 を策定
2007（平 19）	桜井市障害者福祉基本計画及び障害福祉計画を策定
	「人権についての市職員アンケート調査」を実施
2008（平 20）	第 4 回「人権についての市民アンケート調査」を実施
2009（平 21）	桜井市老人保健福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画を策定
2010（平 22）	桜井市次世代育成支援後期行動計画を策定
	桜井市人権施策に関する基本計画を策定

桜井市人権施策に関する基本計画

2010（平成22）年10月 初版発行

2011（平成23）年 3月 改訂版発行

発 行 桜井市役所 市民部 人権施策課

〒633-8585 桜井市栗殿432番地の1

電 話 0744-42-9111（代表）



毎月11日は
「人権を確かめあう日」